

監査公表第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査
(公民館現地監査)の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり
公表する。

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	堂	前	一 幸

平成 2 5 年度定期監査（公民館現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成 2 5 年 8 月 9 日（金）午前 1 0 時～

北公民館、栗野公民館、松原公民館

2 監査の対象

各公民館における平成 2 4 年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における平成 2 4 年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項については、適切な措置を講じられたい。

（1）公金の取扱いについて

公金について、例え小額であっても保管中の事故も考えられるので、速やかな納付に努められたい。

（2）超過勤務について

夜間の勤務は、職員の健康も鑑み、必要最低限の人員で行うこ

とができるよう創意工夫に努められたい。

(3) 報償費の支出について

各講座の講師に対する謝礼の支出について、実施時期等によりその額に違いが見られたので、明確な基準を主管課等と検討願いたい。